

議案第30号

明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年2月19日 提出

松阪市長 山中 光 茂

明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

明和町と松阪市との間における介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第1条第1号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。